



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動等について (令和4年1月20日時点)

令和4年1月21日(金)から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が神奈川県に適用されることとなり、本市はその対象地域となりました。まん延防止等重点措置期間中における市立学校の教育活動につきましては、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続実施することといたしますのでお知らせします。

1 教育活動全般について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施します。
- ・通学に公共交通機関を利用している高等学校全日制及び中高一貫教育校は、引き続き、朝の時差通学を実施します。また、高等学校定時制及び特別支援学校については学校や児童生徒の状況を踏まえ、適切に対応します。
- ・感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き、欠席扱いとはせず、出席停止・忌引き等の日数として取り扱います。
- ・登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行います。なお、GIGA 端末については、昨年発生した発熱等事案にかかわる製造事業者の点検が終了した学校から、順次持ち帰りを可とします。

2 校外学習について

(1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施します。
- ・実施日前に、本市または目的地において感染状況が悪化し、再度緊急事態宣言が発出されるなどして、その解除が実施日までに見込まれない等の場合は、中止又は延期とします。(緊急事態宣言期間中の修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止とします。)

(2) 校外行事

- ・ 県外への移動を伴う活動は中止または延期とします。
- ・ 県内の移動も含め、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には少人数のグループでの利用とします。

3 部活動について

- ・ 「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動します。
- ・ 中学校では、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、校外活動は実施しないこととします。
- ・ 高等学校では、平日のみ4日以内の活動とし、校外活動は実施しないこととします。ただし、大会等に参加する場合には、2週間前から通常の活動を認めることとします。

4 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査について

- ・ 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、予定どおり令和4年2月3日（木）に実施します。

5 学校施設開放について

- ・ 感染症対策を徹底した上で、学校施設の開放を継続します。

6 わくわくプラザについて

- ・ 引き続き感染防止対策を徹底した上で、実施します。

【問合せ先】

(学校運営に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、南谷、五味
電話：044-200-3284、3318、3067

(GIGA 端末に関すること)

川崎市総合教育センター 情報・視聴覚センター 添野、関口
電話：044-844-3657

(部活動に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課 村石、小竹
電話：044-200-3292、3828

(学校施設開放に関すること)

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 箱島
電話：044-200-3302

(わくわくプラザに関すること)

川崎市こども未来局青少年支援室 武田
電話：044-200-0824